令和3年（2021年）12月1日
総務委員会資料
総務部職員課

（第９２号、第９３号、第９４号議案）

令和３年度給与改定等の概要

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>期末手当</td><td>
支給月数を改定する。（カッコ内は再任用）
【管理職員】
<table>
<tr><th></th><th>6月</th><th>12月</th><th>3月</th><th>計</th></tr>
<tr><td>現行</td><td>0.925月
(0.525月)</td><td>0.975月
(0.575月)</td><td>0.25月
(0.10月)</td><td>2.15月
(1.20月)</td></tr>
<tr><td>改正案
〔施行日
公布の日〕</td><td>0.925月
(0.525月)</td><td>0.975月
(0.575月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>2.00月
(1.15月)</td></tr>
<tr><td>改正案
〔施行日
令和４年４月１日〕</td><td>0.850月
(0.500月)</td><td>0.900月
(0.550月)</td><td>0.25月
(0.10月)</td><td>2.00月
(1.15月)</td></tr>
</table>
【一般職員】
<table>
<tr><th></th><th>6月</th><th>12月</th><th>3月</th><th>計</th></tr>
<tr><td>現行</td><td>1.125月
(0.625月)</td><td>1.175月
(0.675月)</td><td>0.25月
(0.10月)</td><td>2.55月
(1.40月)</td></tr>
<tr><td>改正案
〔施行日
公布の日〕</td><td>1.125月
(0.625月)</td><td>1.175月
(0.675月)</td><td>0.10月
(0.05月)</td><td>2.40月
(1.35月)</td></tr>
<tr><td>改正案
〔施行日
令和４年４月１日〕</td><td>1.050月
(0.600月)</td><td>1.100月
(0.650月)</td><td>0.25月
(0.10月)</td><td>2.40月
(1.35月)</td></tr>
</table>
【会計年度任用職員】
<table>
<tr><th></th><th>6月</th><th>12月</th><th>3月</th><th>計</th></tr>
<tr><td>現行</td><td>1.125月</td><td>1.175月</td><td>0.25月</td><td>2.55月</td></tr>
<tr><td>改正案
〔施行日
公布の日〕</td><td>1.125月</td><td>1.175月</td><td>0.10月</td><td>2.40月</td></tr>
<tr><td>改正案
〔施行日
令和４年４月１日〕</td><td>1.050月</td><td>1.100月</td><td>0.25月</td><td>2.40月</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

【第１条関係】中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第１９条の４　（略） （期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１９条の２第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の６２．５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の５２．５」と、「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の５７．５」とする。 ４・５　（略） 第２０条の２～第２１条　（略） 附　則　（略） 別表第１～別表第８　（略）	第１条～第１９条の４　（略） （期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１９条の２第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の６２．５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の５２．５」と、「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の５７．５」とする。 ４・５　（略） 第２０条の２～第２１条　（略） 附　則　（略） 別表第１～別表第８　（略）

【第２条関係】中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第１条による改正後
第１条～第１９条の４　（略） （期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支	第１条～第１９条の４　（略） （期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支

給する場合においては１００分の１０５、１２月に支給する場合においては１００分の１１０を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１９条の２第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の８５、１２月に支給する場合においては１００分の９０を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１９条の２第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の６０」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８５」とあるのは「１００分の５０」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の５５」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の６２．５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の５２．５」と、「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の５７．５」とする。
４・５　（略）	４・５　（略）
第２０条の２～第２１条　（略）	第２０条の２～第２１条　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）
別表第１～別表第８　（略）	別表第１～別表第８　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和４年４月１日から施行する。

【第１条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第２６条　（略） （期末手当） 第２７条　（略） ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の６２．５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の５２．５」と、「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の５７．５」とする。 ４～６　（略） 第２８条～第３４条　（略） 附　則　（略） 別表第１～別表第３　（略）	第１条～第２６条　（略） （期末手当） 第２７条　（略） ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の６２．５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の５２．５」と、「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の５７．５」とする。 ４～６　（略） 第２８条～第３４条　（略） 附　則　（略） 別表第１～別表第３　（略）

【第２条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第１条による改正後
第１条～第２６条　（略） （期末手当） 第２７条　（略） ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支	第１条～第２６条　（略） （期末手当） 第２７条　（略） ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支

給する場合においては１００分の１０５、１２月に支給する場合においては１００分の１１０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の８５、１２月に支給する場合においては１００分の９０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の６０」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８５」とあるのは「１００分の５０」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の５５」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の６２．５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の６７．５」と、「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の５２．５」と、「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の５７．５」とする。
４～６　（略）	４～６　（略）
第２８条～第３４条　（略）	第２８条～第３４条　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）
別表第１～別表第３　（略）	別表第１～別表第３　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和４年４月１日から施行する。

【第１条関係】中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第１５条　（略） （期末手当） 第１６条　（略） ２　期末手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　（略） 第１７条～第２１条　（略） 附　則　（略） 別表　（略）	第１条～第１５条　（略） （期末手当） 第１６条　（略） ２　期末手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　（略） 第１７条～第２１条　（略） 附　則 別表　（略）

【第２条関係】中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	第１条による改正後
第１条～第１５条　（略） （期末手当） 第１６条　（略） ２　期末手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１０５、１２月に支給する場合においては１００分の１１０を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　（略） 第１７条～第２１条　（略） 附　則　（略） 別表　（略）	第１条～第１５条　（略） （期末手当） 第１６条　（略） ２　期末手当の額は、第４条及び第５条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１１７．５を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　（略） 第１７条～第２１条　（略） 附　則　（略） 別表　（略）

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和４年４月１日から施行する。